

あおもり観光「キャッチフレーズ」及び  
「マスコットキャラクター」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あおもり観光キャッチフレーズ「行くたび、新しい。青森」並びに「いくべえ図形」及び「いくべえ」に係る商標（以下「本件商標」という。）の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(本件商標の商標出願に係る適用範囲)

第2条 本件商標を適用する商標出願に係る指定商品の区分は、別表のとおりとする。

(使用の許可)

第3条 本件商標を使用しようとする者は、あらかじめ社団法人青森県観光連盟理事長(以下、「理事長」という。)の許可を受けなければならない。

この場合において、許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 理事長は、前項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第4条 本件商標の使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して1年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、改めて前条の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。

- (1) 本件商標がデザインの構成要素の過半を占めているとき。
- (2) 本件商標の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (3) 本件商標のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (4) 立体物で、その表現が本件商標の立体物と認められないとき。
- (5) 宗教的行事、政治活動等に使用するとき。
- (6) その他本件商標の使用が適当でないとき。

(使用許可の取消し)

第6条 理事長は、第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱またはこの要綱に基づく基準に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項の使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 理事長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(個人情報取扱い)

第7条 理事長は、本件商標の使用の許可に当たり取得した申請者の個人情報を、社団法人青森県観光連盟個人情報保護要綱に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第8条 本件商標の使用料は、無料とする。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第9条 使用者は、第3条の許可を受けた事項以外の目的に本件商標を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月23日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区 分	分 類	指 定 商 品
商品	第16類	紙、紙製品および事務用品、その他
役務	第39類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配、その他
	第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供、その他

備考 分類については、商標法施行令（昭和 35 年政令第 19 号）別表による。

あおもり観光「キャッチフレーズ」及び  
「マスコットキャラクター」の商標使用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、本件商標（要綱第1条に規定する本件商標をいう。以下同じ。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本件商標の商標出願に係る適用範囲)

第2条 要綱別表で定める個々の指定商品及び役務は、別表のとおりとする。

(使用申請および使用許可)

第3条 要綱第3条第1項の規定により、本件商標の使用許可を受けようとする者は、あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用許可申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）またはあおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用不許可書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用許可を受けようとする者が、地方公共団体もしくはジェイアール6社である場合は、許可申請書の提出を不要とする。

ただし、連盟から要請があった場合は、使用実態を報告し、または使用商品等を提出するものとする。

(申請書の添付資料)

第4条 申請書には、本件商標を使用しようとする商品の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 第3条第2項の使用許可書の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「®」を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- (2) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 第三者が商標権を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに社団法人青森県観光連盟(以下、「連盟」という。)に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、連盟に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 使用者は、本件商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、連盟に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 連盟から要請があった場合は、本件商標の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。

(7) 使用者が、本件商標の使用に際して、故意または過失により連盟に損害を与えた場合、これによって生じた損害を連盟に賠償すること。

(使用許可の変更)

第 6 条 使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用許可変更申請書（別記様式第 4 号）に使用許可書および変更後の見本を添えて理事長に提出し、改めて変更後の使用許可書の交付を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可取消しの申請)

第 7 条 使用者は、本件商標を使用する必要がなくなったときは、あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用許可取消し届（別記様式第 5 号）に、使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を添えて理事長に提出しなければならない。

(その他)

第 8 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 7 月 23 日から施行する。

## 別表

## 指定商品・役務および区分

第16類	紙、紙製品及び事務用品、事務用又は家庭用ののり及び接着剤、封ろう、印刷用インテル、活字、あて名印刷機、印字用インクリボン、自動印紙はり付け機、事務用電動式ホッチキス、事務用封かん機、消印機、製図用具、タイプライター、チェックライター、謄写版、凸版複写機、文書細断機、郵便料金計器、輪転謄写機、マーキング用孔開型板、電気式鉛筆削り、装飾塗工用ブラシ、紙製幼児用おしめ、紙製包装用容器、家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋、型紙、裁縫用チャコ、紙製のぼり、紙製旗、衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製ハンカチ、荷札、印刷したくじ（おもちゃを除く。）、紙製テーブルクロス、紙類、文房具類、印刷物、書画、写真、写真立て
第39類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配、鉄道による輸送、車両による輸送、道路情報の提供、自動車の運転の代行、船舶による輸送、航空機による輸送、貨物のこん包、貨物の輸送の媒介、貨物の積卸し、引越の代行、船舶の貸与・売買又は運航の委託の媒介、船舶の引揚げ、水先案内、主催旅行の実施、旅行者の案内、旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理・媒介又は取次ぎ、寄託を受けた物品の倉庫における保管、他人の携帯品の一時預かり、配達物の一時預かり、ガスの供給、電気の供給、水の供給、熱の供給、倉庫の提供、駐車場の提供、有料道路の提供、係留施設の提供、飛行場の提供、駐車場の管理、荷役機械器具の貸与、自動車の貸与、船舶の貸与、車いすの貸与、自転車の貸与、航空機の貸与、機械式駐車装置の貸与、包装用機械器具の貸与、金庫の貸与、家庭用冷凍冷蔵庫の貸与、家庭用冷凍庫の貸与、郵便、冷凍機械器具の貸与、ガソリンステーション用装置（自動車の修理又は整備用のものを除く。）の貸与
第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供、宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、飲食物の提供、動物の宿泊施設の提供、保育所における乳幼児の保育、高齢者用入所施設の提供（介護を伴うものを除く。）、会議室の貸与、展示施設の貸与、布団の貸与、業務用加熱調理機械器具の貸与、業務用食器乾燥機の貸与、業務用食器洗浄機の貸与、加熱器の貸与、調理台の貸与、流し台の貸与、カーテンの貸与、家具の貸与、壁掛けの貸与、敷物の貸与、タオルの貸与

別記 様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(社)青森県観光連盟 理事長 様

申請者 住所  
氏名

印

あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用許可申請書

下記のとおり商標を使用したいので、裏面許可条件を遵守いたしますので、許可されるよう申請します。

記

- 1 使用商標 キャッチフレーズ・マスコットキャラクター (該当するものを○で囲む)
- 2 使用目的
- 3 使用商品等
- 4 使用商品数
- 5 使用期間
- 6 備考

※使用する商品の見本(写真等)を必ず添付すること。

(申請書裏面)

あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用に係る許可条件

- 1 「®」を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- 2 関係法令を遵守し、本件商標の権利の喪失を招くことのないように努めること。
- 3 第三者が本件商標の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに社団法人青森県観光連盟(以下、「連盟」という。)に連絡すること。
- 4 第三者との係争、審判、訴訟等について、連盟に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 5 使用者は、本件商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、連盟に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 6 連盟から要請があった場合は、本件商標の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- 7 使用者が、本件商標の使用に際して、故意または過失により連盟に損害を与えた場合、これによって生じた損害を連盟に賠償すること。
- 8 本件商標の使用許可を受けた事項を変更する場合は、あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用許可変更申請書(別記様式第4号)を理事長に提出すること。
- 9 本件商標を使用する必要がなくなったときは、あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用許可取消し届(別記様式第5号)を添えて理事長に提出すること。
- 10 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 11 その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

様式第 2 号(第 3 条関係)

あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の  
商標使用許可書

使用者の住所 および氏名	
使用商標	キャッチフレーズ・マスコットキャラクター(該当するものを○で囲む)
使用目的	
使用商品等	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日
承認番号	青観連第 号
備考	

許可条件

裏面記載の許可条件を遵守すること。

上記のとおり、あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標の使用を許可します。

年 月 日

社団法人青森県観光連盟理事長 印

(許可書裏面)

あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用に係る許可条件

- 1 「®」を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- 2 関係法令を遵守し、本件商標の権利の喪失を招くことのないように努めること。
- 3 第三者が商標権を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに社団法人青森県観光連盟(以下、「連盟」という。)に連絡すること。
- 4 第三者との係争、審判、訴訟等について、連盟に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 5 使用者は、本件商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、連盟に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 6 連盟から要請があった場合は、本件商標の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- 7 使用者が、本件商標の使用に際して、故意または過失により連盟に損害を与えた場合、これによって生じた損害を連盟に賠償すること。
- 8 本件商標の使用許可を受けた事項を変更する場合は、あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用許可変更申請書(別記様式第4号)を理事長に提出すること。
- 9 本件商標を使用する必要がなくなったときは、あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用許可取消し届(別記様式第5号)を添えて理事長に提出すること。
- 10 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 11 その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

様

(社)青森県観光連盟 理事長 ㊞

あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用不許可書

平成 年 月 日付けで申請のあったあおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用許可申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

様式第 4 号(第 6 条関係)

年 月 日

(社)青森県観光連盟 理事長 様

申請者 住所  
氏名

㊞

あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用許可変更申請書

下記のとおり使用許可を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

使用商標	
使用許可承認番号	
使用許可商品等	
変更する事項	
変更の理由	

備考

使用許可書および変更後の見本(写真等)を必ず添付すること。

様式第 5 号(第 7 条関係)

年 月 日

(社)青森県観光連盟 理事長 様

申請者 住所  
氏名

印

あおもり観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の商標使用許可取消し届

下記の理由により、本件商標を使用しないので、届け出ます。

記

使用許可承認番号	
使用許可商品等	
届出の理由	
備考	